

小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例をここに公布する。

令和8年6月29日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第23号

小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定に基づき、市道の沿道区域の指定の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 市道の沿道区域の指定の基準は、市道に接続する区域の各一側について、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては20メートル以内とし、その他の場合にあっては当該市道の総幅員の2倍（当該市道の総幅員を2倍した長さが20メートルを超えるときは、20メートル）以内とする。

- (1) 市道が高い擁壁又はこれに類する施設若しくは地形に隣接してその上又は下にあるとき。
- (2) 並木又は密生した樹木が路傍にあるとき。
- (3) 市道に接続する区域に土、石、砂等の採取場があるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。